臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.01428
イ　東京都稲城市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.01607
ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち③に係るもの　0.03571
エ　京都府京都市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.07142

U23　ア　山形県東根市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01410
イ　岡山県笠岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02115
ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03525
エ　富山県黒部市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02961

U24　ア　大阪府泉佐野市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01406
イ　大阪府門真市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02109
ウ　大阪府吹田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03515
エ　静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04921

U25　ア　香川県まんのう町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014
イ　愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035

U26　ア　大阪府大阪市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.029
イ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035
ウ　愛知県田原市に対して総務大臣が通知した額に

臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.01428
イ　東京都稲城市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.01607
ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち③に係るもの　0.03571
エ　京都府京都市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.07142
U23　ア　山形県東根市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01410
イ　岡山県笠岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02115
ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03525
エ　富山県黒部市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02961

U24　ア　大阪府泉佐野市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014
イ　大阪府門真市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.021
ウ　大阪府吹田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035
エ　静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.049

U25　ア　香川県まんのう町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014
イ　愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035
U26　ア　大阪府大阪市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.029
イ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035
ウ　愛知県田原市に対して総務大臣が通知した額に